

プロジェクト 保険契約

項目 第 415 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 415 回企業会計基準委員会（2019 年 8 月 26 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

「コメント対応方針（案）」について聞かれた意見

2. 「これ以上発効日を遅らせるべきではないのではないか」という部分に、2つの点で違和感を覚える。1つは、強制適用でない日本はこの部分に意見しなくてもよいのではないかという点。もう1つは、EFRAG が年次コホートに強い懸念を示しているなど、議論となっている点がまだある中、本当に強制適用日を 2022 年 1 月に延期するだけで、対応準備が間に合うのかという点である。
3. また「一度公表した基準をその発効日前に修正することは、IFRS 基準全体（及び IFRS 基準を開発する IASB）の信頼性を損なう可能性があるため、望ましいことではないのではないか」という部分も、それ自体はそのとおりと考える。しかし、基準適用後にすぐに改正に追い込まれるという最悪の事態を回避するためには、適用前の修正が必要となる場合もあるので、この部分を意見発信する必要はないではないか。
4. 「発効日前に修正することは、IFRS 基準全体（及び IFRS 基準を開発する IASB）の信頼性を損なう」という部分は、原則論では理解できる。しかし、基準は世間に認められて初めて意義を持つということ、及び、実際に修正が必要な事態が発生してしまっているという現状認識に立つと、異なる対応も考えられるのではないか。
5. 基本は事務局案に賛成。TRG を基準最終化後に実施すると色々と意見が出てくる。TRG は最終化前に実施してもよかったのではないか。
6. 今回の ED の内容は年次コホートの部分も含め、根本的な見直しではなく、技術的なレベルの修正であることから、この段階での修正もやむを得ないという点を強調してはどうか。
7. 一度公表した基準を修正するのは好ましくないというのは、一般論としては正しいと考える。「これ以上発効日を遅らせるべきではないのではないか」という部分は専門委員会でも少し強いとのコメントがあったが、これが強いかどうかは今回の修

正が重要な修正かどうかにかかっている。保険業は専門的な分野が多いため、この部分は専門委員会の検討結果を尊重した方がよいのではないか。

8. 再保険など、専門委員会でも懸念が示されていた部分についてはコメントを出してもよいのではないか。
9. 「発効日前に修正することは、IFRS 基準全体（及び IFRS 基準を開発する IASB）の信頼性を損なう」という部分は、基本的に賛成である。
10. 総論に関しては、修正するにしてもどれが正しいか極めて難しい判断が要求されるというような状況では、基本方針（案）で記載している今の方針で進めるのが妥当ではないか。コメントの各論部分は専門委員会での検討結果をしっかりと伝えるということかどうか。再保険など議論になっている点にも触れるとともに、作成者だけではなく、利用者の視点も入れたうえでコメントした方がよいのではないか。
11. 「反対のコメントを提出しなければならない論点はなかった」となっているが、懸念はあがっていたので、意見を言うべきものに関してはコメントに入れた方がよいのではないか。

各論

（質問 2 保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収）

12. 代理店へ支払う手数料を資産計上し、将来に繰り延べる点については、概念フレームワーク上の定義を満たさないのではないか。

以 上